

監査指摘事項の措置状況通知書

総合政策部

平成29年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
政策調整課	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 概算払の旅費の精算において，旭川市会計規則では精算残金がある場合，用務終了後5日（市の休日を除く。）以内に返納することとされているが，正当な理由もなくこの期間内に返納されていないものがあつた。	旭川市会計規則の該当規定に基づき，適正に精算残金の返納を行うよう周知徹底を図つた。	平成29年 12月1日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

地域振興部

平成29年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
都市交流課	<p>(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 旭川・ユジノサハリンスク友好都市提携50周年記念事業実行委員会負担金の交付要綱において、負担対象経費の算定については、総事業費から食糧費を除いた上で、食糧費の財源となる他団体からの収入全額を控除することとしていたことから、控除経費に重複が生じ、過少積算となる規定となっていた。</p> <p>また、交付決定時には、負担対象経費の算定に当たって食糧費のみを控除しているが、要綱の規定によらないものであり、その根拠が明らかではない。このため、適正な負担対象経費の算定方法を精査し、改善を図られたい。</p>	<p>当該負担金交付要綱について、控除経費に重複が生じ過小積算とならないよう交付要綱を改正した。また、改正した交付要綱に基づき負担対象経費について再精査を行い、適正に算定した。</p>	<p>平成29年 12月7日</p>

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>考え方等を整理したものはありません。</p>	

監査指摘事項の措置状況通知書

税務部

平成29年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民税課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 市民税の減免を受けようとする者は、旭川市税条例で減免事由を証明する書類を添付して申請書を提出することとされている。このうち、一定の所得金額以下で疾病により長期療養を要し個人市民税の納付が著しく困難なため減免するときは、旭川市個人市民税減免事務取扱要綱で申請日前1か月以内に作成された医師の診断書の提出が必要と規定されているが、1か月を超えて作成された診断書に基づき減免を承認しているものがあった。	担当者のほか副担当者等により、1か月以内に作成された診断書の提出を含め、必要書類の内容を確認し、複数の職員によるチェックを徹底することとした。	平成29年 12月18日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
① 法人市民税の減免に当たっては、減免事由を確認する書類として、旭川市法人市民税減免事務取扱要綱で事業報告書及び収支決算書の写しを申請書に添付して提出しなければならないと規定されているが、これらの添付書類の提出がないまま、長期間にわたり減免の審査を保留としているものがあった。 税負担の公平性の確保や事務処理漏れを防止する観点からも、添付書類に不足がある場合は、申請者に対して期限を設けて提出を求めるなど、基本的な事務手続を徹底する必要がある一方、添付書類の受領までに相当の期間と事務量を要している状況が見受けられたことから、事務の効率化を図るため、減免事由の確認方法を再点検した上で、添付書類の必要性も含め審査手法の見直しを検討されたい。	これまでは、4月に申請のあったものを10月に一括して承認通知を行っていたため申請から承認まで長期間要していたが、平成30年度からは、4月に減免申請を受けた後、添付書類未提出の法人に対して電話や文書により期限を設けて提出を求め、減免事由を満たした法人に対しては7月を目途に1回目の承認通知を行うよう改めることとした。 また、7月時点で提出のない法人に対しては再度文書による提出を求め、それでも提出のない場合には不承認とすることも含めて随時内容の審査を行っていく。

監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成29年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
経済交流課	<p>(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 旭川市中心市街地出店促進補助金において、補助対象期間の家賃を支払ったことを証する書類の提出を求めているところであるが、補助対象期間外の当該書類をもって、交付しているものがあつた。</p>	<p>必要な書類の提出を受け、交付額に誤りのないことを確認した。</p> <p>現在は、提出書類に間違いがないかどうか、出店者ごとの家賃の支払い条件や家賃の支払い状況の確認を徹底している。</p>	平成29年 11月2日
企業立地課	<p>② 旭川市工業等振興促進条例に基づく操業助成金において、提出を求めている補助対象期間の電気料金を支払ったことを証する書類の提出がなく、電気料金を支払ったことの確認ができないうちにもかかわらず、交付決定しているものがあつた。</p>	<p>必要な書類の提出を受け、交付決定額に誤りのないことを確認した。</p> <p>現在は、指定事業者毎に、提出書類に不備がないか確認を徹底している。</p>	平成29年 10月31日
観光課	<p>③ 大雪広域観光圏推進協議会負担金交付要綱について、大雪カムイミンタラ地域連携DMO関連事業を対象事業に加える旨の改正を行った際に、既に交付決定していた別事業に係る負担金の負担対象経費である調査費を誤って対象とするとともに、報償費を負担対象経費とする必要があつたにもかかわらず、対象としていなかった。この交付要綱の誤りに伴い、大雪カムイミンタラ地域連携DMO関連事業に係る負担金の交付決定に当たり、負担対象経費として調査費を対象とする一方で、報償費を対象外としたことにより、負担対象経費の算定を誤っていた。</p>	<p>交付要綱の改正を行い、併せて対象経費の再算定等必要な修正を行った。</p>	平成29年 11月14日

旭山動物園	④ 旅費の支出において、外国に向けて国内を出発した日から国内に到着した日までは、特別旅行の日当を支給すべきところ普通旅行の日当で支出していたことや、搭乗便の機内で昼食が提供される場合に必要な日当の減額調整を行っていなかったことにより、1件3,300円の未払いのもの、1件100円の過払いのものがあつた。	1件3,300円の未払い分の追給と1件100円の過払い分の戻入の処理を行った。	平成29年 11月16日
-------	---	---	-----------------

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成29年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
教育政策課	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の支出において、目的地域内の交通費は日当に含まれているが、当該交通費に当たる路面電車の一日乗車券代を車賃に含めて重複支給したことにより、1件600円の過払いのものがあつた。	過払い分については、平成29年11月15日付けで戻入命令書を起票済みであり、平成29年11月27日付けで収入済みである。	平成29年11月27日
学校保健課	② 自家用車の公務使用に伴う在勤地内旅費については、行程においてメーターで実測した距離に応じた額を支出しているが、市教育委員会と各小・中学校との距離については別に定める手引の距離を適用することとしている。手引の距離は平成28年4月に改定されているが、改定前の距離に基づき旅費を算定したことにより、3件2,590円の過払いのものがあつた。	過払い分については、平成29年11月27日付けで戻入命令書を起票済みであり、平成30年1月4日付けで全件収入済みである。	平成30年1月4日
広陵中学校	(2) 小・中学校に関する事務 [改善を要するもの] ① 小・中学校における物品の購入手続は、予定価格が10万円以上20万円未満の場合、原則見積合せを行うこととしているが、見積合せが必要な物品の購入に当たりこれを行わず、納品後に支出負担行為何書を起票しているものがあつた。	契約に関する事務処理が適切に行われるよう、個別に指導を行った。	平成30年1月24日

【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成29年度（No. 2）監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
企業立地課 （旭川市企業誘致推進協議会）	旭川市企業誘致推進協議会負担金 (1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ① 旅費の支給については，当団体の事務局規程により旭川市の例によるものとされているが，鉄道賃について，復路の料金を誤って二重に計上したことや，座席指定料金を閑散期で算定すべきところ通常期で算定したことにより，4件720円の過払いのものがあつた。	旅費4件720円の過払い分の戻入処理を行った。	平成29年 11月15日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

平成29年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
経済交流課	(1) 支出に関する事務 [検討を要するもの] ① 北の恵み食ベマルシェ実行委員会負担金交付要綱では、北の恵み食ベマルシェ開催事業及び当該事業に付随する関連事業を負担対象経費としており、負担金は対象事業ごとに交付することとされているが、対象事業の区分について明確な基準がなく、区分せずに負担金を交付していることから、実態と要綱との整合性を図るよう検討されたい。	平成30年4月1日付けで負担金交付要綱を改正し、開催事業と関連事業との区分を廃止し、負担金を交付することとした。	平成30年4月1日
経済交流課	② 旭川地域産業活性化協議会負担金において、協議会の事務局費を対象事業の一つである旭川地域企業誘致東京サテライトオフィス運営事業に含めて負担対象経費を算定している。しかしながら、事務局費には他の対象事業にも関連する経費が含まれていることから、負担対象経費としての事務局費の取扱いを明確にするよう、交付要綱の見直しを検討されたい。	平成30年4月1日付けで負担金交付要綱を改正し、負担対象経費の算定に係る事業ごとの区分を廃止し、支出科目ごとに算定を行うこととした。 協議会においても、平成30年度から支出科目の内訳を地方自治体や他協議会の歳出予算科目等の内訳に準じる取扱いに改め、事務局費を廃止している。	平成30年4月1日
経済交流課	③ 旭川市工業等振興促進条例に基づく操業助成金は電気料金等を対象としており、同条例施行規則において申請をする日の属する年度の前年度に支払った費用としているが、運用要領では4月から翌年3月までに使用した分としている。また、規則によらず運用要領に基づき3月の使用分を翌年度の4月に支払っているものや、運用要領にも基づかず一部において年度をまたいで使用した分を対象としていることから、実態と規則及び運用要領との整合性を図るよう検討されたい。	平成30年3月29日付けで旭川市工業等振興促進条例施行規則を改正し、対象とする費用を「交付の申請をする日の属する年度の前年度分として支払った費用」と整理し、運用実態と規則及び運用要領との整合性を図った。	平成30年3月29日

【意見、要望等に対する考え方等】

意見、要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成29年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
東町小学校	(2) 小・中学校に関する事務 [改善を要するもの] ② 学校敷地内に隣接者の柵が設置されていた。	当該柵が撤去されていることを確認し，措置済みである。	平成30年 5月11日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	